

# 防府市建設工事共同企業体取扱要綱

平成元年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る共同企業体の基本的要件並びに競争入札の参加資格の決定及び入札参加者の資格の確認等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の結成)

第2条 防府市が発注する建設工事で規模及び技術面等から共同請負により施工することが適当であると判断される工事については、その都度共同企業体を結成させるものとする。

2 共同企業体が発注する工事の基準は、次の表に掲げるものとし、対象工事ごとに競争入札審査会で決定するものとする。

業種別対象工事	対応する設計金額	構成員の数
土木工事	3億円以上	2社以上
	6億円以上	3社
建築工事	4億円以上	2社以上
	8億円以上	3社
電気工事	1億円以上	2社以上
管工事、その他	1億円以上	2社以上

3 共同企業体を結成させる場合でも競争入札審査会の審査により単体で施工できる業者がいると認められるときは、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができる。

4 共同企業体の結成にあたっては、共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の予備指名は行わず、自主的な結成に委ねるものとする。

(共同企業体の基本的要件)

第3条 共同企業体の構成員は、次のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 防府市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格を有すること。
- (2) 当該工事に対応する許可業種について許可を有しての営業年数が少な

くとも5年以上あること。

(3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。

(4) 全ての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

2 共同企業体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特殊な工事であると認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内に本店を有する構成員からなる共同企業体

(2) 市内に本店を有する構成員と市外に本店を有する構成員からなる共同企業体

3 共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として各構成員が対等の立場で一体となって施工するものでなければならない。ただし、工事の施工上特に必要と認めるときは、業種の分担方式によることができる。

4 構成員は、同一工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

5 共同企業体の構成員の数は、3社までとする。

6 共同企業体の構成員数による最低の出資比率は、下記の表のとおりとする。  
なお、自主結成の立場から各構成員の出資比率は指定しない。

構成員の数	最低出資比率
2 社	30%以上
3 社	20%以上

7 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する構成員とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加資格者の決定)

第4条 共同企業体により競争入札を行おうとするときは、第3条第1項に掲げるもののほか当該工事に応じた入札参加資格を競争入札審査会で定めるものとする。

(入札参加資格審査申請)

第5条 当該工事の入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書 (第2号様式)
- (2) 委任状 (第3号様式)
- (3) 使用印鑑届 (第4号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(共同企業体の入札参加資格の審査)

第6条 前条の規定による入札参加資格確認申請書の提出があったときは、競争入札審査会で各共同企業体について入札参加資格の確認審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果は、当該共同企業体の代表者に通知するものとする。  
(共同企業体の存続期間)

第7条 当該工事に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。

- 2 当該工事につき契約不適合があったときは、前項の期間の満了後においても各構成員は、連帯してその責を負うものとする。
- 3 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の共同企業体について貴市所管に係る \_\_\_\_\_ の入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 共同企業体の名称

2 構成員

商号又は名称	許可業種	許可番号	許可年月日	出資割合
				%
				%
				%

3 工事の施工方法 共同施工方式

- 注 1 「共同企業体協定書」の写しを添付すること。  
2 「経営事項審査結果通知書」の写しを添付すること。  
3 「建設業の許可通知書」の写しを添付すること。  
4 「委任状」、「使用印鑑届」を添付すること。

第2号様式

共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 防府市発注に係る 工事（以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号の建設工事内容の変更及び付帯工事

（名称）

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（設立及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の完成後3カ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、中間前払金、部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は次のとおりとする。なお、当該建設工事について契約変更等があっても、出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称	出資割合
	%
	%
	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合の残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員を脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合は、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせ



なくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

以上 外 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、構成員が記名捺印の上、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

第3号様式

委 任 状

をもって代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 防府市が発注する、工事（当建設  
工事内容の変更及び付帯工事を含む。）に係る見積、入札、契約の締結、発注者及び監  
督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金、中間前払金、部分払金を含む。）の請  
求及び当企業体に属する財産を管理する権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

共同企業体の名称

構成員の住所

商号又は名称

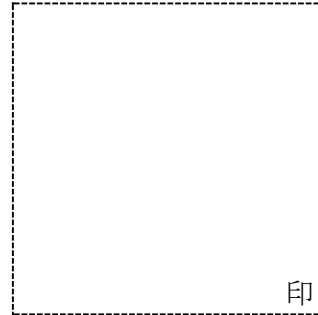
代表者

印

第4号様式

使用印鑑届

代表者の使用印



上記の印鑑は、見積、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用した  
いのでお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

代表者の住所

商号又は名称

代表者氏名